(一) 第726 昭和27年 9月25日 第三種郵便物認可 THE MIIKE (毎月1・16日発行) 昭和38年(1963)2月16日 (土)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033 7140 番
編集兼発行人 滋田紀生

会社の組合ぶつつぶしの意図を粉砕し、長期抵抗路線を再確認して白紙撤回まで斗い抜こう。

三井鉱山、第三次合理化を提示

反独占斗争を推進

抵抗を積上げ会社野望を粉砕しよう

三井鉱山は、去る一月一六・一八日の両日にわたり、またもや第三次合理化を提案してきた。その内容は、三山（田川、山野、美唄）閉山、希望退転による大量の人減らし、賃金の大巾切り下げ徹底した転制の強化を中心としたファッショ化と、全く悪質な合理化案である。われわれは、この悪らつな会社の合理化攻撃にたいして、こんごあらゆる困難を克服し、長期抵抗路線の姿勢をくずさず、あくまで抵抗をつみ上げてこの野望を粉砕しなければならない。なお、提案内容の全ぼうは全組合員にパンフレットにして配布するので、以下内容の大綱だけにとどめたい。

三井鉱山は去る一六日午後四時、東京築地寮で三池労組にたいし、昭和三八年度以降の生産計画ならびに事業計画について、こんどの考えとして第三次合理化案が提示された。

冒頭、栗木社長より協力方の要請がなされ、つづいて有吉常務より三三年下期から三七年下期の経営内容の説明が行なわれ、さらに水町労仂部長より三八年以降の会社合理化の説明がなされた。さらに一八日、前回の提案の細部事項について補足提案がなされた。

提案内容は三山の閉山、希望退転による大々的な人減らし、徹底した転制の強化、賃金の大巾切り下げをはじめとする転場規律、管理関係、賃金などの全般にわたるもので、これでは全く戦時中あるいは中小企業以下の悪らつな条件をおしつける内容である。

合理化案の大綱

提案内容の大綱つぎの通り。

一、閉山について

美唄は三八年四月一日、山野三八年九月三〇日、田川三九年三月三一日にそれぞれ閉山したい

二、雇用対策について

(イ)企業内配転をふくみ、少くとも半数程度は会社において責任をもって就転先を確保するなお、配転に当っては受入れ事業所の要望を十分尊重するものとする。

(ロ)残員については関係方面の援助を仰ぎ就転あっせんに全力をあげて努力する。

三、希望退転について

前記趣旨により、別紙の条件をもって全山に希望退転の募集を行なうことにしたい。時期および その他細部については各山の実状に応じ別途協議する。

(イ)転場規律に関する件（別紙）
(ロ)管理関係に関する件（別紙）
(ハ)賃金に関する件（別紙）
(ニ)福祉関係に関する件（別紙）
(ホ)その他各山ごとに改訂を要する事項は、各山ごとに別途提案することとする。

なお、この他に一八日には三池山元として管理関係、賃金関係、保安措置取扱い協定、日直手当、監断業務、現行賃金体系についてそれぞれ提案された。（詳細は配布のパンフレット参照）

斗い抜く決意を

この合理化案は全く悪質の一言につきる。現在でも生活は窮迫し、家族ぐるみで辛うじて生活をささえているのに、この上大巾賃金の切り下げや、一方的な転制の強化転場のファッショ化に屈伏したなら、おそらく労仂組合は無意味にひとしいものになるだろう。

炭労第三七回大会の決定に基づきこの内容は炭労に上申しており、今後炭労中斗委員会で具体的な斗争方針が決定されるであろうが、われわれは今までの斗いの尊い経験をさらに積みあげ、抵抗を強化し斗いをひろげ勝利の日までたたかいぬく決意の意志統一をはからねばならない。

第二組合指導部の誤り

こんどの第三次合理化について、第二組合員諸君の動揺は、同じ転場で一緒に仂らいているわれわれにはひしひしとくる。

しかし、第二組合指導部は、転制の専制支配と賃下げ・首切り・労仂強化そのものをねらっている第三次合理化内容を、いまだに、ことさらアッピールしていない。

これは不思議なことだ。

いや、不思議ではない。

なぜなら、第一に、第二組合指導部は絶えず「労資相互信頼を基礎に、生産性を向上し、分配にあずかる」ことが、最高の労仂運動理論だといいつづけてきたが、いまや生産性は倍増したのに、仂らく者には過酷な大巾賃下げと労仂条件いっさいの切り下げが、希望退転という名の首切りとともに、まちがいなく強制されようとしている事実が生じたから、そのアッピールは具合いが悪いのである。

第二に、三井鉱山のやり方が同巧異曲どころか、相もかわらず、まず賃金分割払いと経営者の賃金カットという「いつか来た道」をまたまた性こりもなく強行突破しようということに対する不信感が野火のように拡がっているから。

しかも、課長代理以上の多額月収者が平均一二%くらいの賃金カットでは食えなくなる心配がまずないことは当然だから、みんな「バカにするな」といっている。

第三に田川・山野からの企業内配転を、自からの四分の三体制にプラスする「組織拡大」に三井鉱山のやりくちに、こんどは世論も極めて批判的だ。

まして三井鉱山で仂らくみんなが「経営独善」に反対するのは、あまりにも当然ではないか

三井鉱山のねらいが、事実上労仂組合を有名無実にしようということにあることも明らかだ

三池労組に対する差別政策は、決して第二組合を立派な強力な組織にするためではなく、労仂者を無理に分裂させ、労仂者同士を争わせて、合理化を容易にするためであることは、こんどの第三次合理化を少し考えて読めば、気づくことである。転員層でさえ「不満」を述べはじめた。

またハラを立てているのは、われわれだけではなく、国民も池田反動政策に怒りの限界を痛感しているのだ。

みんなが怒っているときこそみんなが力を合わせるときではないのか。

二月二四日の拡大中央委員会で、われわれは、場合によって第二組合にも「共斗」を申入れることを決めた。これは「感情」をこえた、労仂者連帯の基本にそう決定であり、これを転場・地域で生かして、労仂者を人間扱いにする経営と政策を、頑強な抵抗斗争でかちとろう。

主張

労働者と資本家の対立

みんなが怒っているときだ

しようという根性に批判があるからだ。三井鉱山の田川・山野に対する閉山攻撃を側面的に支援することは、どう考えても労仂者らしくない邪道だからである。

産業別統一斗争で対決

炭労第37回臨時大会終る

政転斗争を総括し、七万人首切りの重大段階を迎えた今後の斗争方針を確立する炭労第三七回臨時大会は、一月三〇日から五日間にわたって開かれた。

現在の炭労が組織としてきわめて重要な危機に当面しているという認識は、全代議員にみなぎっていた姿勢だった。

三池が対策として考えていた「代表者会議」も、大会三、四日の両日に秘密会として開かれ、それぞれの苦悩と怒りをぶちまけた上で意志統一をはかったが、その結論として「春斗方針の強化について」が、大会最終日に文章化され確認されたのみである。

総括的にいって、第一に政転斗争および反合理化抵抗斗争自体の今までの欠陥を反省し、具体的な再強化をはかりながら、第二にはビルド山の組合員もスクラップ山だと攻撃されている組合員も、ともに権利と利益を守りたたかえる方向をつかみとろうという意欲は、従来に見ないものであった。

とくに、三池としては忘れることのできないのは、三池労組に対する（正しくは三池斗争に対してだが）組織的支援が、例えば一、〇〇〇万円（昨年につづき二回目）の組織防衛積立金支出として、満場一致決定されたことである。

これは指導部一〇名に対する責任追及を、労仂運動そのものに対するスクラップ攻撃として理解されたからだし、三池労仂者とその家族の頑強な抵抗斗争に対する評価が同志的に成立されたからである

われわれは、このような炭労全体の共斗に労仂者らしくこたえなければならない。

大会の結論

大会での討論は政転斗争に対する指導の欠陥や政転斗争の位置づけまた、抵抗斗争を日常化せよなど政転と今後の斗う構えについて討議が交されたが、討論の内容は省略して、大会の結論はつぎの通りである。

一、今後どうたたかうか

(1)政転、賃金、期手を共通指標とし、たたかい方は産業別統一斗争を原則とする。統一斗争の戦術は大多数の支部が消化できるものとするが、前提は同一戦術の消化であり、最低のものでよいとするわけではない。政転、賃金は春斗全体の中でたたかう

(2)個別的な反合理化斗争は連帯強化を原則とする。

攻撃をうけた支部・企業連が決起することがあくまで基盤である。その上で最終的に産業別統一斗争に発展させる。

(3)群別指導の方針について

ビルド・スクラップという敵の群別攻撃に対しては、いずれの場合も企業競争にまきこまれる愚を排し、転場の抵抗を強化し必要により「対要求」をもってたたかう。

日常の抵抗斗争こそが政転斗争の土台であり展望をひらくことであるのを確認し、組織強化・抵抗強化の指針を検討する。

(4)産業別の責任体制

拡大斗争委員会は大会までの最高決定機関とし、合理化をうけた支部・企業連は拡大中斗に必ず報告し指令を待つ。地方本部企業連からの指令には今後、中央斗争委員長の署名を併記する

二、政転斗争と反合理化斗争について

(1)敵は政府・自民党とその背後にある独占資本であり、われわれの斗争の基綱は体制的な反独占斗争である。

(2)右のような認識を欠いたため、政転で合理化を封殺できるような指導の誤りを犯したことを反省する。このことで反合理化斗争にまで悪影響を与えたが、相互強化のために努力する。

(3)雇用保障がない首切りは絶対に認めない。

国が炭鉱の買上げ閉山を行う場合は労仂組合の同意を必要とする。この要求を中心にたたかうが、それでも首切り・閉山が防止されるものではないから、抵抗斗争を確実に組み上げる。

(4)合理化審議会を活用し、この場でのたたかいを強化する。

三、保安斗争について

日常の保安斗争の不十分さを反省本大会を契機に具体的に推進する

四、三池斗争について

(1)指導部一〇名を解雇し、その者が幹部だから組合を認めない（実質的な交渉権否認などを指す）という理由はない。三井鉱山がそういう態度に出れば法廷で争ってその非を明らかにする。

当面は三池労組の方別ストなどを強化し、全炭労の統一行動を組織することに向って努力する

(2)三鉱連加入問題は、三鉱連五山に対する企業合理化攻撃と三池斗争が具体的に結合できるよう努力する。

(3)三池斗争推進のため一〇〇〇万円の支出をし、あくまで三池斗争の正しさを守る。

内部の弱点を克服して団結と抵抗を

大会は現情を反映して赤裸々な討議を展開し、次のたたかいに備える方針を決定した。

反合理化斗争は炭労いがいの各単産でも強化されている。政転斗争は開拓されたばかりの苦斗をつづけざるを得ないが、労仂者と国民諸階層との結合をはかり、保守反動政権打倒のときまで、全員がそれぞれの決意を固めて推進しなければならない基本斗争である。

われわれは、以上に示した炭労全体の意志統一に立ち なお存在する三池内部の弱点を克服しつつ、さらに団結と抵抗を強化しなければならないと思う。